

違反是正事例

テーマ < 特定一階段等防火対象物の特例条件の不適合 平成 29 年度 >

▶ 弁護士相談事業を活用して名宛人を特定し、違反是正に至った事例

防火対象物の概要

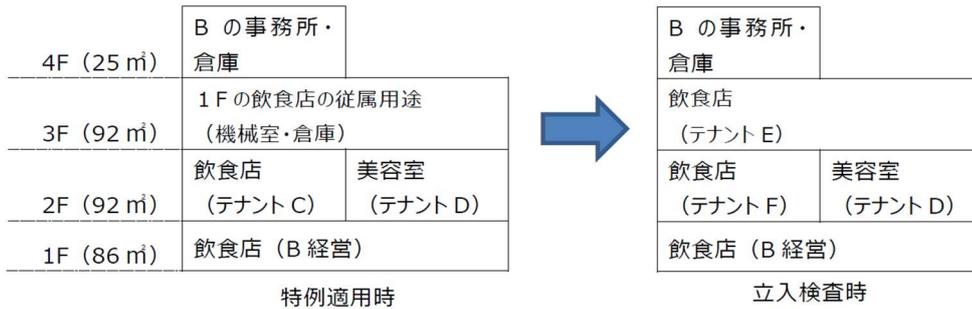
- (1) 用途 (16)項イ 複合用途防火対象物
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上 4 階
延べ面積 295 m²
収容人員 76 名
- (3) 消防用設備等 消火器、避難器具、誘導灯
- (4) 関係者等 所有者 A

昭和 46 年のビル建築時から所有。ビル全体の管理を管理者に任せており、設備の設置について管理者と揉めている。

管理者 B

平成 6 年よりビル全体を所有者から賃貸。4 階に事務所を構え、1 階で自身の飲食店を経営するとともに、2 階、3 階を又貸し。設備未設置の原因となったが、設備設置費用負担義務はないと主張。

Aビル ((16) 項イ, 延べ面積 295 m², 所有者 : A, 管理者 : B)



Aビルの管理形態

消防法令違反の概要

- (1) 平成 14 年 8 月の消防法施行令の改正により、特定一階段等防火対象物に該当し、新たに自動火災報知設備の設置が必要となった。(3 階は 1 階飲食店の従属用途(機械室・倉庫))
- (2) 平成 16 年 2 月に管理者 B から消防用設備等の特例適用願が提出され、自動火災報知設備の設置が免除となった。
- (3) その後の立入検査にて、用途変更により特例条件に適合しなくなったことを確認したため、自動火災報知設備が未設置となった。

指導概要

平成 16 年 2 月

消防用設備等の特例適用願の提出(管理者 B)

消防法施行令第 32 条により自動火災報知設備設置免除(平成 14 年 12 月 17 日付消防予第 595 号通知適用)

平成 23 年 6 月

風俗営業等の許可申請に係る確認に伴う立入検査にて、1 階飲食店の従属用途として利用していた 3 階が飲食店となり、自動火災報知設備の設置が必要となることを覚知。

所有者 A、管理者 B、3 階テナントオーナーに自動火災報知設備の未設置について通知

平成 25 年 1 月

消防署長名で火災予防規程に基づく勧告書を交付

交付先は所有者 A と管理者 B 勧告事項は自動火災報知設備の設置

平成 26 年 5 月

建築部署と同行して違反処理を見据えた現地調査実施

名宛人特定のため、賃貸借契約書を確認するとともに弁護士相談事業を活用して弁護士の見解を確認した。

所有者 A に対し、「固定の消防用設備等については、所有者 A に設置義務がある。」ことを説明した。

平成 27 年 3 月 30 日

その後も進展が見られないことから、警告書を交付した。

名宛人は所有者 A、警告事項として平成 27 年 6 月 30 日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置することとした。

平成 27 年 5 月 8 日

自動火災報知設備の着工届が提出され、同月 18 日に設置届提出

平成 27 年 5 月 20 日

設置検査 同月 29 日検査済証を交付し、警告事項に係る違反は是正された。

※ 本事例は、月刊フェスク 2017 年 3 月号掲載「弁護士相談事業を活用して名宛人を特定し、違反是正に至った事例」から部分的に引用し作成しました。

原文は、違反是正支援センターホームページ「月刊フェスク」からダウンロードできます。http://www.fesc.or.jp/ihezesei/fesc/pdf/2017_03.pdf

グループ検討

テーマ < 特定一階段等防火対象物の特例条件の不適合 >

1. 弁護士相談事業の積極的活用

本事例では、弁護士相談事業を活用することにより、名宛人の特定について、弁護士の法的な解釈についての見解を求め、参考にしています。積極的に取り入れるべき手法の一つですので、自己の組織体制を踏まえ利用方法等について検討してください。

2. 特例条件の不適合

本事例では、特定一階段等防火対象物の特例条件の不適合が覚知されましたが、特例条件の不適合の発見はどのようにすべきか自己の組織体制を踏まえ検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

[参考]

「違反是正推進に係る弁護士事業」の申込票

第1号様式

申 込 ・ 回 答 票

消防本部名 (担当者名)			
項 目			
年 月 日	平成 年 月 日		
担当弁護士		担当事務所	法律事務所
受付番号		回 答 日	平成 年 月 日

※太枠の記載は弁護士が記載するものとする。

※「項目」の欄については、「立入検査関係」・「名宛人関係」・「警告、命令関係」・「実況見分調書関係」・「文書送達関係」・「その他」のいずれかを記載すること。

事案の概要

質問事項

回答概要